附　則

２１　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

２　この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

３　この省令第二条による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

４　エルサルバドル及びジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

○農林水産省令第十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項、第五条第一項及び第二十一条第三項の規定に基づき、種苗法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

種苗法施行規則の一部を改正する省令

種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別表第一（第一条関係）

区分	農林水産植物	備考
（略）	（略）	（略）
アルテルナンテラ　ブラジリアナ	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
アンペロプシス　グランドゥロサ	Ampelopsis glandulosa (Wall.) Momiy.	観賞樹
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ディスキディア　ルスキフォリア	Dischidia ruscifolia Warb ex K. Schum. & Lauterb.	草花
（略）	（略）	（略）
エゾウコギ	Eleutherococcus senticosus (Rupr. et Maxim.) Maxim. [Acanthopanax senticosus (Rupr. et Maxim. ex Maxim.) Harms]	（略）
（略）	（略）	（略）
ユーフォルビア　レウコケファラ	（略）	
ユーフォルビア　ミリー	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

改正前

別表第一（第一条関係）

区分	農林水産植物	備考
（略）	（略）	（略）
アルテルナンテラブラジリアナ	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
コンニャク	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
ディサ	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
エゾウコギ	Eleutherococcus senticosus (Rupr. et Maxim) Maxim. [Acanthopanax senticosus (Rupr. et Maxim. ex Maxim.) Harms]	（略）
（略）	（略）	（略）
ユーホルビア　レウコケファラ	（略）	（略）
ユーホルビア　ミリー	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ゴムノキ	（略）	（略）